

資格確認書等を紛失等※した場合の 提出書類確認表

※ 組合員証・被扶養者証、資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、資格情報のお知らせ、高齢受給者証（いずれも有効期限がある場合は、**有効期限前のもの**）を紛失や損傷した場合に、共济組合に提出いただく書類について、ご確認ください。

質問①

紛失等をされた方について、**今後の共济組合の資格**はどうなりますか

A 資格を継続する **B** 資格が無くなる

提出する書類：用紙No.紛失2

資格喪失時
紛失届

・資格情報のお知らせの紛失の場合は提出が不要

質問②

紛失等をしたものは何ですか

A 組合員証・被扶養者証 **B** それ以外

提出する書類：用紙No.証関係1

再交付申請書

提出する書類：用紙No.紛失1

組合員証等の紛失等の届

質問③

マイナ保険証の利用登録済ですか

A 利用未登録 **B** 利用登録済

マイナ保険証を利用してください

資格確認書を交付します

ただし

マイナ保険証の利用登録済の方が資格確認書の交付を希望する場合

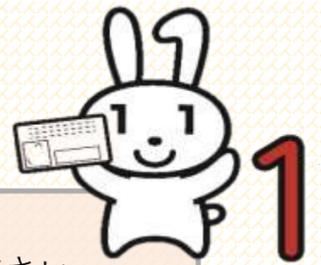
併せて提出する書類：用紙No.解除

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書

要配慮等の特別な事情でマイナ保険証の利用ができなくなり、資格確認書の交付を希望する場合

併せて提出する書類：用紙No.証関係2

資格確認書
交付申請書



用紙No	提出する書類	説明
証関係1	再交付申請書	既に交付された有効期限前の証等（組合員証・被扶養者証を除く）の再交付を希望するときに提出
証関係2	資格確認書交付申請書	マイナ保険証の利用登録済の方が、要配慮等の特別な事情でマイナ保険証を利用できなくなり、資格確認書の交付を希望する場合に提出
紛失1	組合員証等の紛失等の届	発行済の組合員証・被扶養者証を紛失したときに提出
紛失2	資格喪失時紛失届	資格を喪失・取消する方が証等を返却できないときに提出
解除	マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書	マイナンバーカードを持っていて、マイナ保険証の利用登録済の方が利用登録を解除するときに提出（資格確認書を交付します）

そのほかに確認していただくこと

- ・有効期限が切れたものを紛失した場合は届出が不要です。
- ・損傷の場合には損傷した資格確認書等と引き換えになります。